

(案)

老人憩の家の利用者負担の見直しについて

1 老人憩の家の概要

老人憩の家は、厚生省社会局長通知により、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的として設置されている。現在市内には、10施設あり、基本的には浴室と休憩・交流用の広間等で構成されており、本市においては、特別な設備として「浴室」を設けていることから、実費として利用料金を徴収している。

- ・利用者の範囲及び利用料金

市内に居住する60歳以上の者 1回200円

その他市長が特に認める者（障害者及びその介助者（1名）等） 免除

- ・直近の料金改定：平成29年7月に150円から200円へ改定

- ・平成30年度利用実績（10施設合計）

利用料収入額は21,063千円

入浴利用者数は155,466人で、29年度に比べ7.5%減少（28年度～29年度の減少率は5.0%）

2 老人憩の家の利用者負担の見直しの理由

利用者負担の見直しについては、「前回の改定時（平成29年7月）には、利用料金を1回200円とし、改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に見直しを行うこと」とした。

令和元年度に老人憩の家の所長10人に前回改定後の利用者数の動向を聴取したところ、「改定前からほぼ変わらないか、長期的な減少傾向に伴うもの」と答えた者が8割であった。

また、利用者減少の理由としては、「常連利用者が高齢化により老人憩の家に来られなくなったこと」をあげる者の割合が多かった。

このことから、利用料金改定による利用状況への影響は、限定的なものと思われる。

利用状況アンケートによると、立地する地区の利用者の割合が高いことや、毎週利用している人が全体の8割を占めていることなどから、限られた利用者が日常的に利用している実態があり、利用者負担の基準に沿って、受益者である利用者に応分の負担を求めることが必要である。

平成30年度決算ベース※でのコストに対する料金は271円であるが、利用者の負担の上昇を抑えるため、利用料金を250円に改定したい。

（※令和元年度は台風災害及び新型コロナウイルスの影響により通常値と大きく離れたデータのため、平成30年度の決算ベースを用いたもの（消費税10%換算））

3 障害者及び介助者（1名）の利用料金について

本分科会において、一般利用料金に併せて、障害者及び介助者（1名）の利用料金についても検討を行ったところ、有償・無償双方の意見があることから、当面は現状のままとし、障害者等の意見を確認した上で、3年後に有料化も含めた検討をすることとしたい。

4 老人憩の家の利用者負担の見直しの内容

○老人憩の家の利用者負担の見直しを行い、利用料金を1回250円とする

（附帯意見）

- ・改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に改めて利用者負担の見直しの検討を行うこと
- ・3年後の見直しの際は、現在無料となっている障害者及びその介助者の利用料金について、障害者等の意見を十分に聴取した上で、有料化も含めた検討を行うこと